

全産廃連発第 163 号
平成 29 年 9 月 25 日

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 御中
環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 御中

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
理事・建設廃棄物部会長 浜野廣美

建設リサイクル法等に関する制度の見直しについての要望書
(石膏ボードの特定建設資材への追加等)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会は、解体系の廃石膏ボードのリサイクル・適正処理推進のため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に関して、以下のとおり要望しますので、特段のご配慮をお願いします。

なお、本要望書は国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 にも提出しておりますことを申し添えます。

記

1. 廃石膏ボードの現状について

解体系廃石膏ボードの再資源化動向は、解体現場から排出された廃石膏ボード（約 796 千トン）のうち、リサイクルされているのは約 40%に過ぎず、約 24%は管理型最終処分場に埋め立てされている（不明は約 37%）（※1）。

そして、廃石膏ボードは現在は年間百数十万トン排出されているが、過去に大量に施工された石膏ボードが解体時に建設廃棄物として排出され、廃石膏ボードの排出量は 2068 年頃まで増大し続けると推計されている（※2）。

このように、廃石膏ボードの再資源化率は伸び悩んでいる一方、排出量は増大し続け、近い将来において、再資源化以外の受け皿である管理型処分場の逼迫が懸念材料となると考えられる。

以上のことから、廃石膏ボードの再資源化の推進は喫緊の課題である。

2. 建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ(平成 20 年 12 月)以降の状況について

廃石膏ボードは、「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ」(平成 20 年 12 月 社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会)にて、「直ちに特定建設資材に追加できる状況にないが、まずは解体時の現場分別の徹底についての措置を講じるとともに、将来の特定建設資材への追加を念頭において、実態調査等の実施や関係者の協力を得ながら再資源化技術の開発や再資源化ルートの拡大、再資源化製品の需要の育成を図るなど早急に再資源化の促進に向けて必要な取組を実施すべき」とされ、建設リサイクル法における特定建設資材の追加は、平成 20 年時点では今後の課題とされた。

本取りまとめ後、環境省が実施した調査において、廃石膏ボードの廃棄物処理業者における処理能力は、平成 24 年度時点では 199 万トン/年であり、排出予測量(109 万トン/年)への対応は可能であるが、北海道など排出量に対する処理能力のカバー率が低い地域も存在していた(※3)。

本調査以降、廃石膏ボード再資源化施設の新設は進んでいることが予測され、連合会が調べたところでは、平成 29 年において廃石膏ボードの合計処理能力は 209 万トン/年と推計される(※4)。

以上のことから、現在は、廃石膏ボードの排出量(推計 126 万トン/平成 29 年度)(※2)に対応可能な再資源化施設が整備されつつある状況と推定される。

3. 建設リサイクル推進計画 2014(平成 26 年 9 月)の目標達成に向けて

「建設リサイクル推進計画 2014」では、建設混合廃棄物の平成 30 年度目標値は、建設混合廃棄物排出率(全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合)3.5%以下、再資源化・縮減率 60%以上と設定されている。

そして、当該推進計画において、建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策として「廃石膏ボードのリサイクルについても十分リサイクル体制が十分整っていないことから、引き続き取り組みを推進することが必要である。」とされている。

以上のように、国においても、廃石膏ボードのリサイクル体制の整備の促進が求められている。

これらを踏まえ、連合会建設廃棄物部会では、次の事項を要望する。

1. 建設リサイクル法の特定建設資材に石膏ボードを追加すること。

(説明)

廃石膏ボードは、一旦、建設混合廃棄物として他の産業廃棄物と混ざってしまうと中間処理で選別精度を向上させることは不可能である。このため、解体系廃石膏ボードの中間処理後の残さの質の改善をするとともに当該残さ量を減らして最終処分場の延命化を図るためには、廃石膏ボードの解体現場での分別の徹底が不可欠である。解体系石膏ボードの再資源化を促進するためには、石膏ボードを特定建設資材に指定し、当該石膏ボードを用いた建築物等に係る解体工事には分別解体の実施を義務付ける必要がある。

上記のように、石膏ボードを特定建設資材に指定するにあたっては、以下の課題も合わせて検討・解決していただきたい。

2. 1. と合わせて、解体現場から中間処理施設を経て再資源化施設へ搬入することを、建設リサイクル法における「再資源化施設への搬入」と位置付けること。

(説明)

再資源化施設は、解体系の廃石膏ボードの解体現場からの直接搬入は認めていないのが一般的である。このため、中間処理施設が、異物を除去（選別）して再資源化施設における受け入れ品質基準を満たす状態にするとともに、まとまった量を再資源化施設に搬入するための重要な役割を担っている。

については、石膏ボードを特定建設資材に指定する際には、廃石膏ボードについては、中間処理施設を経て再資源化施設への搬入することを「建設リサイクル法における再資源化施設への搬入」と位置付ける必要がある。

3. 1. と合わせて、廃石膏ボードの再資源化のための異物除去を、廃棄物処理法において中間処理と位置付けること。

(説明)

解体系の廃石膏ボードは、中間処理施設において異物を除去するなど、再資源化施設の受け入れ品質基準を満たした状態で再資源化施設に搬入することを求められているが（再掲）、更に受け入れ条件の一つとして破碎をしないことも求められている。

このため、廃石膏ボードを再資源化施設に搬入するための異物除去（手選別）について、廃棄物処理法において中間処理と位置付ける必要がある。

現状では、廃棄物処理法の許可を取得した中間処理（破碎等の処理）を行っていないことに対し行政から当該中間処理業者が指導を受ける事例がある。また、そもそも「選別」という中間処理の許可は取得できない地域が多い。

以上

(参考文献)

※1:平成 25 年度廃石膏ボードの再資源化促進方策検討業務 環境省(平成 26 年 3 月)

※2:石膏ボードハンドブッカー 一般社団法人石膏ボード工業会(平成 28 年 4 月)

※3:平成 24 年度廃石膏ボードの再資源化促進方策検討業務 環境省(平成 25 年 3 月)

※4:廃石膏ボード再資源化施設一覧(平成 29 年 2 月)

(インターネットによる連合会調べ)(巻末表)

廃石膏ボード再資源化処理施設一覧(インターネットによる調査)

平成 29 年 2 月

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

地域	会社名	処理能力 (t/日)	年間処理能力の試算 (300 日/年 計算)
宮城県	(株)グリーンアローズ東北	302	90,720
神奈川県	(株)グリーンアローズ関東	144	43,200
愛知県	(株)グリーンアローズ中部	543	162,936
大阪府	(株)グリーンアローズ関西	247	74,100
福岡県	(株)グリーンアローズ九州	210	63,000
埼玉県	(株)ギプロ	280	84,000
小計		1,727	517,956
北海道	リサイクルファクトリー(株)	33	9,900
	北清清掃企業(株)	(45m ³)	-
	(株)エコテック	0	0
青森県	青森建設工業(株)	-	-
	クリーン環境開発(株)	16	4,800
	(株)庄司興業所	-	-
岩手県	(株)エコテックワールド岩手	48	14,400
	(株)佐藤興産	16	4,800
	(有)藤工	3	891
	EC 南部コーポレーション(株)	16	4,800
宮城県	(株)BWM	55	16,500
	MK エコプラント(株)	20	6,000
	(株)木村土建	16	4,800
	仙台環境開発(株)	16	4,800
秋田県	ユナイテッド計画(株)	48	14,400
山形県	北郡リサイクルセンター	-	-
	ウイズ環境(株)	3	900
	井上工業(株)	16	4,800
福島県	(株)アクトイン	7	2,160
茨城県	(株)ニシノ産業	16	4,800
	(株)鹿島ガーデン	-	-
栃木県	-	-	-
群馬県	-	-	-
埼玉県	(株)友伸工業	28	8,364
	(株)シタラ興産	3	900
	(株)サニタリーセンター	3	1,014
千葉県	(株)ナコード千葉	1,200	360,000
	(株)ブライト	4	1,200
	(株)トクヤマ・チヨダジプサム千葉	576	80,000
	竹石産業(株)	4	1,209
	(有)松江興業	5	1,380
	(有)共栄サービス	96	28,800

東京都	-	-	-
神奈川県	中央環境開発(株)	236	70,920
新潟県	上越マテリアル(株)	-	
	環境資源開発(株)	32	9,660
	(株)フジ・エンバイロ	48	14,400
富山県	(株)ヒヨシ	-	-
石川県	クリーンライフ(株)	5	1,440
福井県	-	-	-
山梨県	(株)エコ・フカサワ	4	1,200
長野県	直富商事(株)	204	61,200
	(株)市川商会	5	1,440
	(株)信州タケエイ	5	1,440
	シブキヤ建設(株)	15	4,470
岐阜県	エコムカワムラ(株)	-	-
	(株)ラルス岐阜	72	21,600
静岡県	(株)八木建設	13	3,960
	(株)リサイクルクリーン(株)	18	5,280
	セキトランスシステム(株)	3	1,029
愛知県	(有)服部技研	20	6,120
	(有)メイコウ工業	42	12,636
三重県	(株)中間TRC	54	16,320
	(株)トクヤマ・チヨダジプサム三重	288	40,000
滋賀県	(株)エコプラン	70	21,000
	ツチダ開発(株)	20	5,940
京都府	(株)イワジツ建設	39	11,736
大阪府	(株)ラルス大阪	16	4,800
	(株)大栄環境和泉	75	22,500
	(株)南海興業	(45m3)	-
兵庫県	姫路環境開発(株)	79	23,700
	西播商事(株)	5	1,440
	(株)セーフティーアイランド	20	6,000
奈良県	(株)奈良県中和営繕	5	1,440
	(株)ITO	-	-
和歌山県	めらリサイクル(株)		
鳥取県	(有)山陰クリエート	22	6,480
島根県	-	-	-
岡山県	杉山砕石工業(株)	-	-
広島県	(株)シンテツ	3	900
	日本エネルギー開発(株)	12	3,600
	(有)三栄資材	3	768
	クリアテック(株)	-	-
	山陽工営(株)	58	17,451
山口県	(有)キャロットたむら	24	7,200
徳島県	(株)オオタ	24	7,200
香川県	バンドーレテック(株)	-	-
愛媛県	-	-	-

高知県	(株)リサイクル高知	15	4,560
福岡県	(株)西興	5	1,440
	光進工業(株)	17	5,040
	(株)NRS	240	72,000
	(有)ショウエイ環境	5	1,350
	(有)フクナン開発	4	1,236
	(株)明興	5	1,440
	(株)坂本工業	5	1,440
佐賀県	(有)環境開発センター	-	
	(株)ナラタ	5	1,440
長崎県	(株)中央環境	12	3,672
	(株)真人	-	-
熊本県	大東商事(株)	-	-
大分県	(株)大総	-	-
	詫磨環境(株)	35	10,500
宮崎県	原田建設(株)	5	1,440
鹿児島県	(株)環境科学	-	-
沖縄県	(株)オキセイ産業	33	9,990
小計		5,899	1,630,392
広域認定	第62号(吉野石膏(株))	-	500,000
	第150号(チヨダウーテ(株))	-	
合計		5,899	2,130,392

- : 未確認